

京都市消防局訓令乙第9号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表音楽隊員の項を次のように改める。

| | | | |
|---------|---------|-------|-----|
| 音 楽 隊 員 | 合 冬 帽 | 1 以 上 | 5 年 |
| | 夏 帽 | | 2 年 |
| | 合 冬 服 | | 5 年 |
| | 夏服（上衣） | | 1 年 |
| | 夏服（ズボン） | | 2 年 |
| | 演 奏 靴 | | 1 年 |

附 則

この訓令は、平成28年2月28日から施行する。

(消防局総務部施設課)